

# 消費・安全対策推進交付金における 家畜衛生の推進（継続）

2,513(2,702)百万円の内数

## 対策のポイント

地方の自主性の下、家畜衛生に関する BSE検査・清浄化、監視・危機管理体制の整備、慢性疾病等の低減、HACCPモデル農場の普及、地域衛生管理体制の整備のための取組を進めます。

（都道府県等の自主性・独創性）

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分などが行われ、地方の自主性を生かした事業が実施されます。地方が提案する独自の事業メニューを実施することも可能です。

（緊急時への機動的な対応）

平成17年度に茨城県を中心に発生した高病原性鳥インフルエンザにおいても早期の清浄化に向けた地域の自主的な取組にも活用されました。

## 政策目標

畜産農家における家畜の伝染性疾病の発生割合の減少。

< 内容 >

### 1. 事業内容

都道府県等は、家畜衛生に関する次の各メニューについて、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

[対象メニュー]

(1) BSE検査・清浄化の推進

死亡牛からのBSE検査材料の採取、検査材料の輸送、検査消耗品費の購入等を支援

(2) 監視・危機管理体制の整備

飼養衛生管理基準、特定家畜伝染病防疫指針の普及及び指導、疾病の発生状況等の情報の収集・分析等の実施

(3) 慢性疾病等の低減

モデル農場の選定及び実践、並びに有効な低減対策の確立を推進

(4) HACCPモデル農場の普及

生産段階におけるHACCP方式による飼養衛生管理を行うモデル農場の選定及び実践

(5) 地域衛生管理体制の整備

行政、生産者、獣医師等の関係者が一体となった地域における家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止の仕組みづくり等を推進

2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率

定額（1/2以内、1/3以内、9/10以内）

4. 事業実施期間

平成17年度～21年度

【担当課：消費・安全局動物衛生課 03-3502-8292（直通）】